

吉見町住宅リフォーム補助金制度のご案内



工事費(税抜き)の10% 上限10万円

町では町民の居住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、町民が、町内の施工業者を利用して、自己の居住する住宅のリフォームを行う場合に、その経費の一部を補助します。

**【注意】着工前に申請し、交付決定を受ける必要がありますので、ご注意ください。
着工後、完成後の申請は受付できませんので、ご了承ください。**

補助金

工事費(税抜き)の10%に相当する額(千円未満切捨て)で、10万円を限度額とします

- ◎過去にこの補助金の交付を受けたことがある場合でも、合計金額が限度額に達するまで複数回の申請ができます
- ◎限度額に達している場合でも、初回の申請から10年を経過した場合は、申請ができます

申請できる人(次のすべてに該当する方)

- (1)申込時に吉見町に居住し、住民登録のある方
- (2)対象住宅を町内に所有し、現在生活している方
- (3)住民税、固定資産税および国民健康保険税の滞納がない方

補助対象工事(次のすべてに該当する工事)

- (1)工事費が10万円以上(消費税別)で、町内施工業者(※1)が行う住宅改修工事(※2)
- (2)町ほかの助成制度による補助対象工事以外の工事
- (3)補助申請後、交付決定を受けてから着工され、3月31日までに完了する工事

町内施工業者(※1)

- ・町内に主たる事業所を有する法人(町に法人税を納めている会社)
(支店・営業所(町に法人税を納めていない会社)については対象外です)
- ・住所若しくは事業所を有する個人事業主

住宅改修工事(※2)

- ・建物の内外装の修繕、居室・浴室・玄関・台所・トイレ等の改良・改善など
(増築及び改築等により床面積が増加する工事、太陽光発電設備設置及び付帯設備工事、造園・門扉・塀等の外構工事や車庫・倉庫の設置、エアコンの設置等の単なる備品設置工事は対象外です)

⇒詳しくは産業振興課までお問い合わせください

申請から交付までの流れ

詳しくは裏面をご覧ください

申請から交付までの流れ

工事前

①町に相談

申請される方は、実施予定の住宅リフォームが補助対象となるか、リフォームの着工前に、産業振興課へご相談ください。

工事前

②町に申請

以下の書類を持参のうえ産業振興課(庁舎2階)へ提出してください。

補助金申請に必要な書類

(1)吉見町住宅リフォーム補助金交付申請書(様式1号)

(2)同意書(様式第2号)

同意書の提出がない場合…住民票(世帯全員が記載されたもの)
及び各種課税明細書等の写しが必要になります

(3)改修工事の見積書の写し

(4)設計図

(5)案内図(対象住宅の位置図)

③申請内容の審査 補助金交付決定

工事開始

申請内容を審査後、「補助金交付(不交付)決定通知書」等を郵送します。
申請者は、補助金交付の決定を受けてから住宅リフォームに着工してください。

工事後

④リフォーム工事 完了の報告

以下の書類を持参のうえ産業振興課(庁舎2階)へ提出してください。
※補助対象リフォームの完了後1か月以内又は当該年度の末日までの、いずれか早い日が提出期限となります。

工事实績報告に必要な書類

(1)吉見町住宅リフォーム補助金工事完了報告書(様式第5号)

(2)領収書の写し

(3)リフォーム実施前と工事後(工事中も含む)の現場写真

(4)アンケート(ご協力をお願いします)

⑤完了報告の審査 補助金の確定

報告内容を審査後、「吉見町住宅リフォーム補助金額確定通知書(様式第6号)」等を郵送します。

⑥補助金の請求

産業振興課へ「吉見町住宅リフォーム補助金請求書(様式第7号)」を提出してください

⑦補助金の交付

吉見町住宅リフォーム補助金請求書(様式第7号)」に記載された口座に入金します。